【資料３-２】

（仮称）岸和田市こども計画策定について

(1)計画スケジュール(案)について

<table>
<tr><th></th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th><th>令和14年度</th><th>令和15年度</th><th>令和16年度</th><th>令和17年度</th><th>令和18年度</th><th>令和19年度</th><th>令和20年度</th><th>令和21年度</th></tr>
<tr><td>こども計画</td><td>アンケート</td><td>計画策定</td><td colspan="2" rowspan="2">第１期計画</td><td colspan="4" rowspan="2">第２期こども計画</td><td colspan="5" rowspan="2">第３期こども計画</td></tr>
<tr><td>子ども・子育て支援事業計画</td><td colspan="2">第３期計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>中間見直し</td></tr>
</table>

① 第１期こども計画の策定期間が２年間となり、子育て支援事業計画部分は中間見直しのみ記載する。

② 第２期こども計画からは、全ての計画が包含されたものになる。

③ 令和12年度からは、他の自治体のこども計画と期間の足並みが揃う。

(2)根拠とする法令等

① こども基本法(第10条)

② こども大綱(こどもまんなか社会)

③ 大阪府子ども計画(勘案)

④ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条)

⑤ 子ども･若者育成支援推進法(第9条)

⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(第12条)

⑦ 子ども･子育て支援法(第2条及び第61条)

（3）包含する計画（案）について

① （仮称）こどもの貧困対策推進計画　【新規】

② （仮称）こども・若者育成支援計画　【新規】

③ （仮称）ひとり親家庭等自立促進計画　【新規】

④ 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画（市町村行動計画を継承）　【中間見直し】

（4）審議会を構成する委員の見直しについて

① 子ども・子育て会議（17名・任期はR7年度末）委員を基本にしつつ、新設する計画（貧困、若者、ひとり親など）に携わる委員を加える。

② 令和8年度から、審議会の名称も改めることとなり、事務局より改めて委員の選出のお願いをする予定です。